

「核兵器の全面的廃絶に向けた取組みと全ての国々が核兵器禁止条約に参加できるような国際社会の構築に向けた役割を担うことを求める意見書」

国際社会において、これまでも核兵器の廃絶や恒久的な世界平和の創出に向けた取組みが進められてきている中で、国連本部において2017年7月7日に122か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択された。

この条約は、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有など法的に禁止する国際条約であり、この人道的な観点は、今日までの核兵器廃絶を目指して様々な取組みを進めて来た我が国と最終的な目標を共有するものである。

一方で、この条約の採決に至るまでの過程において浮き彫りにされた核保有国と非核保有国との溝は、核兵器廃絶に向けた国際社会の協調した取組みの妨げになることが懸念されている。

また、核兵器を廃絶するためには、世界中の紛争や緊張関係にある国々の安全保障上の課題に対して、軍事力によるのではなく、国と国の協調と信頼による戦争の抑止力を高めることも必要である。

特に日光市は、平成19年に「日光市非核平和都市宣言」を決議し、核兵器廃絶の一日も早い実現を願い、恒久平和を目指して市民と共に取組んできたところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、唯一の戦争被爆国である我が国が先頭に立って、核兵器廃絶を着実に進めるために、対話を通し具体的な軍縮への歩みが着実に進むよう、核兵器廃絶に向けた以下の取組みを一層強化することを求めるものである。


1. 我が国が中心となって提案し2017年12月5日の国連総会本会議にて核保有国も賛成し採択された核兵器廃絶決議案の効果的な進展の努力。
2. 核兵器の保有国と非保有国の双方の有識者からなる「賢人会議」の推進、核兵器廃絶に向けての国際的な気運の醸成。
3. 核兵器保有国と非保有国のすべてが「核兵器禁止条約」に参加できるよう、世界中の国と国の協調と信頼による戦争の抑止力を高める橋渡しとしての役割の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

栃木県日光市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣



宛て